大店立地法関連手続きの流れ

「大規模小売店舗立地法」及び「熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱」に基づき必要となる手続き

概要説明

事前協議　※渋滞緩和措置等の協議【関係課の出席】

事前相談書の提出　【関係課への意見照会】

※新設の場合は届出予定者による庁内関係課への説明会開催

市より事前相談書に対する指摘事項等の通知、説明会開催回数等の通知

届出予定者より上記指摘事項等への回答の提出

1か月以上前

新増設等の届出《法５条・法６条》

（公告・４か月間縦覧）【関係課への意見照会】

市より近隣市町（１km 圏内）への情報提供

届出者による説明会開催公告《法７条２項》

届出者による説明会開催計画書の提出

2か月以内

1週間以上前

届出者による住民等への説明会開催《法７条１項》

10日以内

届出者による説明会等実施状況報告書の提出

地元住民等の意見提出（任意）《法８条２項》

（公告・１か月間縦覧）

市より学識経験者の意見聴取

市協議会　【学識経験者及び関係課の出席】

4か月以内

8か月以内
※新増設等の8か月制限

市の意見《法８条４項》　なし　手続終了

※新増設等の届出から８か月経過せずとも新設あるいは変更可能

あり（公告・１か月間縦覧）

1か月以内

当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知《法８条７項》
（届出者による自主的対応策の提示）

（公告・４ヶ月間縦覧）【関係課への意見照会】

市より学識経験者の意見聴取

市協議会　【学識経験者及び関係課の出席】

2か月以内
※新増設等の2か月制限

市の勧告《法９条１項》　なし　手続終了

1か月以内

あり（公告）

届出者による必要な変更に係る届出《法９条４項》

（公告・４ヶ月間縦覧）【関係課への意見照会】

市より学識経験者の意見聴取

市協議会　【学識経験者及び関係課の出席】

当該届出が勧告に従っていない場合　公表《法９条７項》　（公告）

※市の勧告に対する「届出者による必要な変更に係る届出」がなされない場合も公表。

「大型店の立地に関するガイドライン」に基づき必要となる手続き

出店計画書の届出

※市ＨＰ等で公表

2か月以内

出店計画書の説明会

説明会結果報告書の提出

※市ＨＰ等で公表

6か月前

・地域貢献計画書の届出
・地域貢献に関する窓口の設置
（窓口設置届出書の提出）

※市ＨＰ等で公表
※既設の特定大型店は事実発生後、速やかに届出及び窓口の設置

4か月以内

地域貢献計画書の説明会

説明会結果報告書の提出

※市ＨＰ等で公表

出店後速やかに

地域貢献に関する協議会の設置

3か月後

地域貢献に関する協議会の開催

協議会結果報告書の提出

※市ＨＰ等で公表

1年後

地域貢献に関する協議会の開催

協議会結果報告書の提出

※市ＨＰ等で公表

2年後

地域貢献に関する協議会の開催

協議会結果報告書の提出

※市ＨＰ等で公表